

岐阜県行財政改革指針（案）に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果について

【意見募集期間】平成31年2月15日（金）～ 3月11日（月）

【意見募集結果】2件

岐阜県総務部財政課

該当箇所	ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>9頁 歳入確保対策 ②税収以外の歳入確保 ・未利用財産の売払い >利活用が見込めない未利用建物の計画的解体と底地売却を推進</p>	<p>計画的解体と底地売却を推進とあるが、どのような計画で推進していくのか。 いつまでに利活用が見込めない未利用建物を洗い出していくのか。</p>	<p>平成30年度当初時点で未利用となっている建物（47施設）のうち、利活用が見込めない建物（25施設）については、平成32年度末までに解体を行う予定です。 各部局への定期的な照会により、未利用地（建物）を洗い出します。その後、第一に県での利活用の見込みを調査し、利活用希望部局に所管換えを行うなど、事業実施部局が活用できる仕組みとしております。 県で利活用の見込みがない場合は、市町村での利活用の見込みについて調査を行い、希望に応じ売却の準備を進めます。 これら公的利用が見込めない場合には、建物付きもしくは建物を解体したうえで、民間への底地の売却を進めてまいります。 こうした手続きを行い、未利用財産の情報をローリングしながら、未利用地（建物）の利活用と歳入確保に努めてまいります。</p>